

平成 28 年 6 月 1 日

報道関係 各位

会 社 名 株式会社住宅あんしん保証
代表者名 取締役社長 高橋 渉一
所 在 地 東京都中央区京橋一丁目 6 番 1 号
問合せ先 不動産事業部
T E L 03-6824-9440
U R L <http://www.j-anshin.co.jp>

既存住宅売買瑕疵保険および既存住宅個人間売買瑕疵保険における
「シロアリ損害担保特約」引受開始のお知らせ

国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人である株式会社住宅あんしん保証（東京都中央区 取締役社長 高橋渉一、以下「当社」）は、今後拡大が見込まれる既存住宅流通の市場における戸建住宅売買を対象に、より一層のあんしんと満足をお届けすることを目的として、既存住宅売買瑕疵担保責任保険（愛称：あんしん既存住宅売買瑕疵保険）および既存住宅個人間売買瑕疵担保責任保険（愛称：あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険）（以下「売買瑕疵保険」）に「シロアリ損害担保特約」を新設し、平成 28 年 6 月より、下記のとおり引受を開始いたします。

記

1. 「シロアリ損害担保特約」の概要

保険金を支払う 主な場合	保険対象住宅にシロアリが発生したことに起因して保険対象住宅に損傷が発生した場合の損害について、保険金を支払います。
保険期間	保険対象住宅の引渡しの日から 1 年間
保険金額	200 万円 （主契約の限度額とは別に設定）
免責金額	なし ※
対象とする シロアリの種類	ヤマトシロアリおよびイエシロアリ （アメリカカンザイシロアリ等は対象外）

※適用はシロアリ事故の損害の範囲に限ります。

2. 「シロアリ損害担保特約」の付帯における主な注意事項

①付帯要件

特約付帯ができる住宅について、住宅の区分、基礎・浴室の仕様その他に一定の条件を設定しています。

②シロアリ検査の実施

建物部分の検査とは別に、シロアリ被害等の有無について検査を行います。

③引受可能エリア

販売当初の引受可能エリア（保険申込住宅の所在地）は下記のとおりです。なお、シロアリの棲息に応じたニーズのある地域を中心に順次拡大し、全国対応を行います。

東京都 千葉県 神奈川県 埼玉県（2016年6月1日時点）

④蟻害が発見された場合の扱い

シロアリ検査の結果、シロアリ被害等が発見された場合は「シロアリ損害担保特約」を付帯することができません。

3. 「シロアリ損害担保特約」開発の背景等

シロアリの害については、不動産業界団体が作成している売買契約書の標準書式における瑕疵担保責任の項目として建物の構造や雨漏りと共に列挙されていることから、中古住宅の売買当事者が特に重視する項目のひとつです。しかしながら、従来の売買瑕疵保険ではシロアリの害は「虫食い」として免責の扱いとなるため、不動産流通の現場からはシロアリの害を補償する商品の開発が求められていました。

この「シロアリ損害担保特約」の付帯によって、シロアリの被害状況を別途調査する必要がなくなり、今後の不動産流通の現場で利便性・透明性が高まることが期待され、ひいては消費者がより安心して中古住宅を購入できる環境を提供するものです。

以上